

# 「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査（令和4年度）」の結果

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 経営指導係長 いまむら 今村 りゅうすけ 隆輔

## 1. はじめに

建設業においては、罰則付き時間外労働上限規制の適用が令和6年4月に迫っており、長時間労働の是正に向けて働き方改革のさらなる推進が求められている。

国土交通省では、建設業の働き方改革を推進するにあたって、特に民間工事における取組を強化していくこととしており、「工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会作成・勧告）の周知や発注者団体への働きかけを行うとともに、より詳細な実態調査を実施し改善策を検討する必要がある。

こうしたことを受けて、今般、建設工事における工期設定等の実態について、「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査（令和4年度）」を実施した。

## 2. 調査概要

### ① 調査対象

〔建設企業〕 建設業法第27条の37の規定に基づく届出団体（116団体）の各団体会員企業

〔発注者〕 電気・鉄道・住宅・不動産等の業界  
大手企業42社

### ② 調査時点

令和5年1月19日時点（令和4年1月以降に請け負った工事）

### ③ 調査項目

主に民間工事について、工期設定にあたっての受発注者間の協議の有無／工期の適正性／工期変更の理由／工期変更に伴い増加した工事費の負担／休日の取得状況／働き方改革・生産性向上に向けた取組等

### ④ 回答企業数

〔建設業者〕 2,182社

〔発注者〕 42社

## 3. 調査結果の概要

### (1) 建設業における時間外労働時間について

労働基準法では、労働時間の限度を原則1週40時間、1日8時間（法定労働時間）以内と定めている。また、時間外労働については、原則として月45時間、年360時間（限度時間）以内、臨時的な特別な事情があって労使が合意する場合でも年720時間、単月100時間未満、複数月平均80時間以内、限度時間を超過して時間外労働を延長できるのは年6カ月が限度とされている。

令和6年4月以降は、建設業においても災害時における復旧及び復興の事業を除き、時間外労働の上限規制が原則どおりに適用されるため、週休2日の確保など長時間労働の是正に向けた働き方改革のさらなる徹底が急務となっている。

今回の調査では、建設工事の施工管理等を行う技術者と現場で建設工事の直接的な作業を行う技能者に分けて、建設工事従事者における残業時間の実態について、集計を行った。限度時間である月当たり残業時間45時間を年平均で超えている建設業者は、技術者の場合は13%、技能者の場合は5%となり、技術者の方が技能者と比べて残業時間が長い傾向にあることが分かった(図-1)。

また、会社の規模別調査では、完成工事高が高くなるほど残業時間が長くなる傾向にあり、特に年間完成工事高が50億円以上の建設企業においては、技術者の月当たり平均残業時間が45時間を超えているとの回答が35%を占めている。

さらに、月当たり平均残業時間が100時間を超えているとの回答も見受けられ、罰則付き時間外労働上限規制の適用に向けては、働き方改革のさらなる普及・促進が必要と考えられる。

(2) 工期設定の状況について

建設工事従事者の長時間労働の一因として、建設工事において通常必要と認められる期間と比べて短い工期での請負契約が締結されることが上げられる。そのため、建設工事の請負契約を締結する際には、長時間労働や週休2日の確保が難しいような期間での工期とならないよう、受発注者間及び元下間において、適正な工期を設定することが必要である。

特に、建設業においては、週休2日が確保できていない場合が多く、短い工期による建設工事が存在していると考えられる(図-2)。

今回の調査では、民間工事における最終的な工

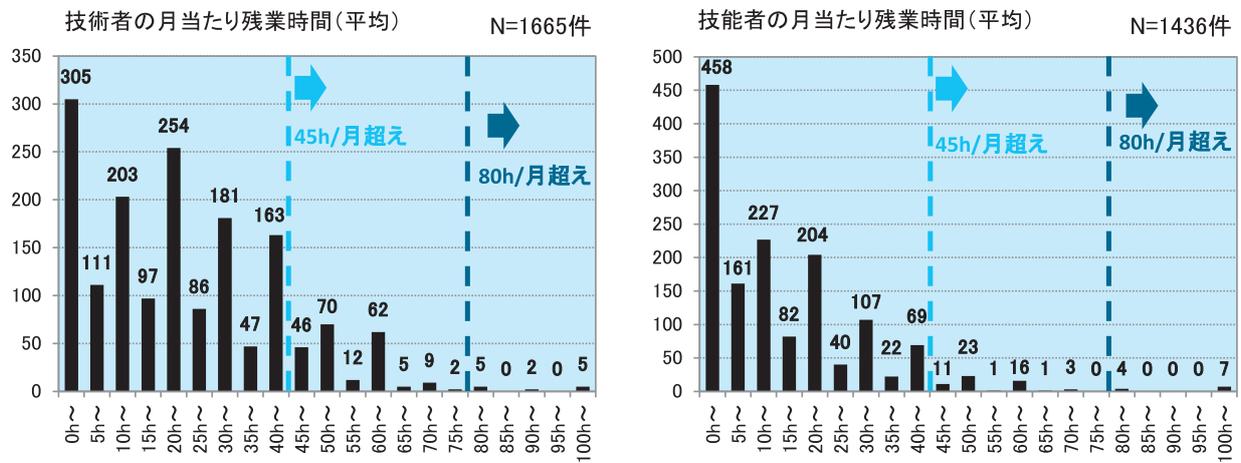


図-1 建設業における平均残業時間

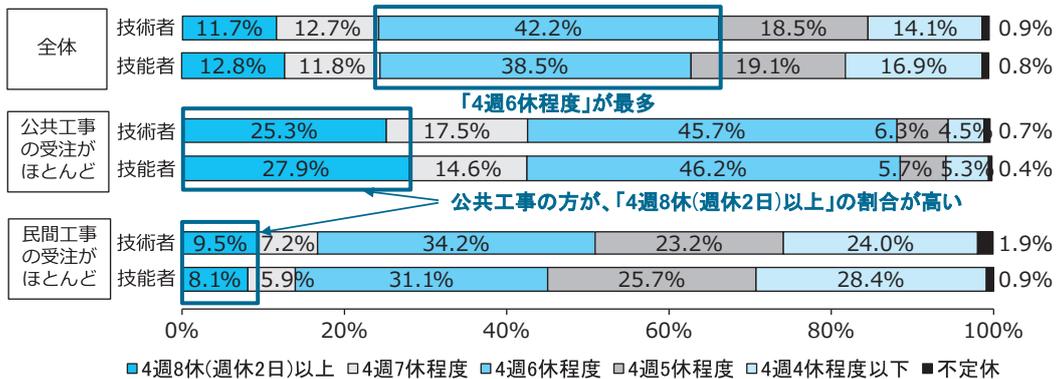


図-2 建設業における平均的な休日の取得状況

最終的な工期の設定方法

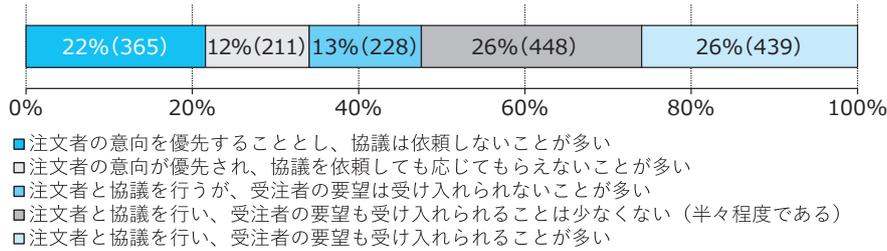


図-3 工期設定の状況

期の設定方法について集計した。最終的な工期の設定方法は、「注文者の意向が優先される」もしくは「受注者の要望は受け入れられないことが多い」との回答が約半数を占める結果となった（図-3）。

(3) 工期変更・一時中止工事の状況と工期不足への対応について

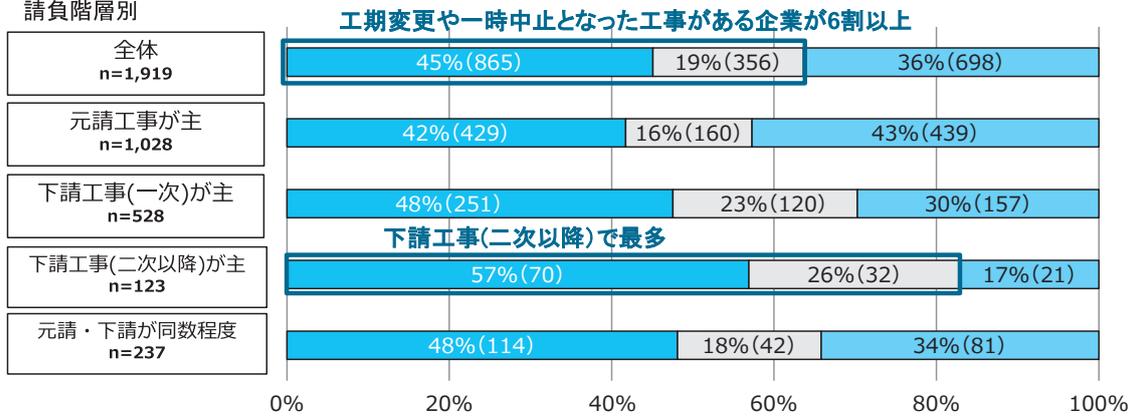
建設工事においては、工事中の降雨・降雪日や台風などの自然災害、前工程の遅れや未決定事項

の調整、工事内容の追加・変更等を理由に、工期が不足する場合がある。

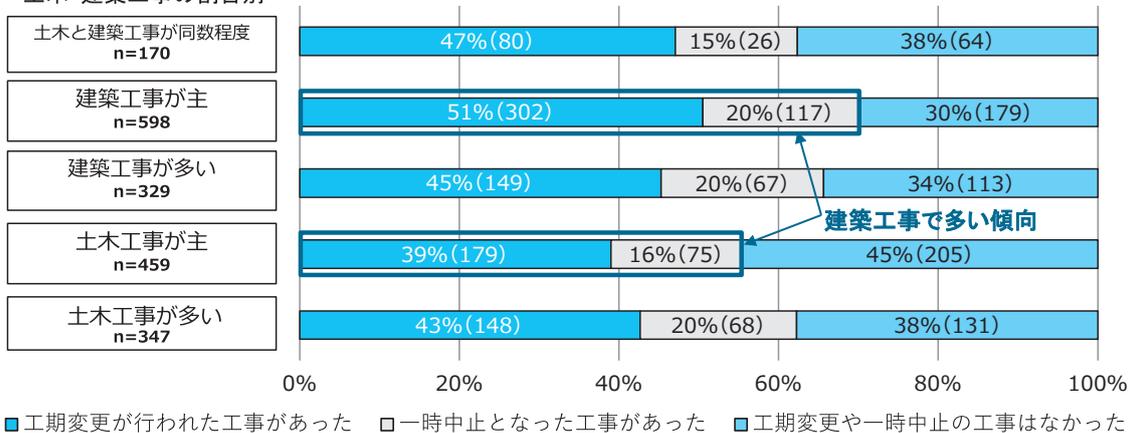
本調査期間中に履行した民間工事において、実際にこうした理由によって工期変更や一時中止となった工事がある企業は全体の6割以上を占めており、その割合は特に下請業者で大きくなる傾向にある。

また、土木工事に比べて建築工事の方が、工期変更、一時中止の割合がともに大きくなる傾向が見られた（図-4）。

※調査期間(令和4年1月~)に履行中の民間工事(令和4年1月以前に受注した民間工事も含む)を対象として調査  
請負階層別



土木・建築工事の割合別



■ 工期変更が行われた工事があった □ 一時中止となった工事があった ■ 工期変更や一時中止の工事はなかった

図-4 工期変更や一時中止となった工事の有無

建設工事の各工程に遅れを生じさせるような事象等について、受注者から発注者に報告があった場合には、受発注者間で工期の遅れの原因を明らかにし、その原因が発注者の責めに帰すべきもの、受注者の責めに帰すべきもの、不可抗力のように受発注者の責めに帰することができないものであるかを特定した上で、受発注者間で協議して必要に応じて契約変更を行うことが必要である。

今回、受発注者間の協議の有効性を調査するべく、当初注文者から提示された工期の適切さと協議が行われた後の工期の適切さを比較した。その

結果、実際に変更協議が行われた場合には、「妥当な工期」や「余裕のある工事」の割合が多くなる傾向が見られた（図-5）。

このように工期不足が生じた際には、受発注者間で協議し、必要に応じて契約変更により工期を延長することが望ましいが、受注者が早出・残業や土日・祝日出勤により施工時間を延長する等、必ずしも働き方改革に資するとは限らない対応が取られている場合が見られる。

今回の調査では、工期不足に対応する取組として、作業員の増員や工法変更、工程の合理化など

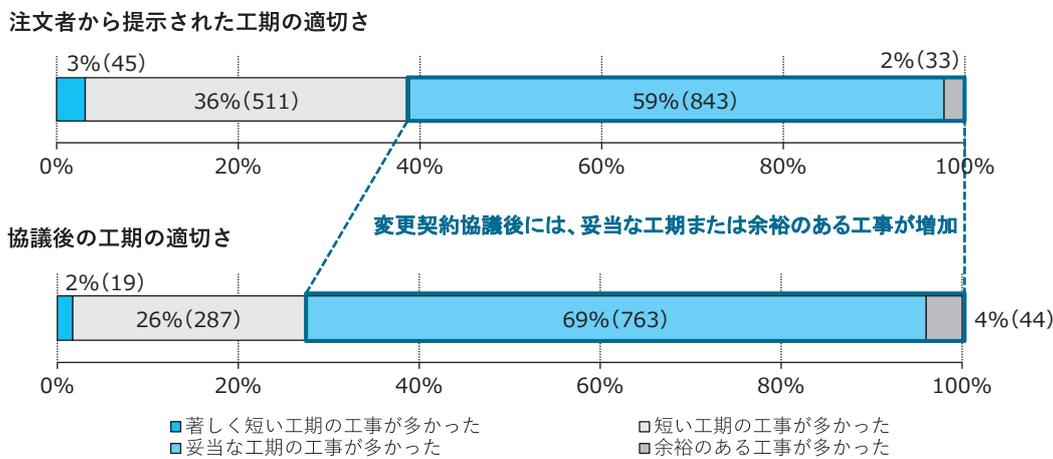


図-5 協議前後の工期の適切さ

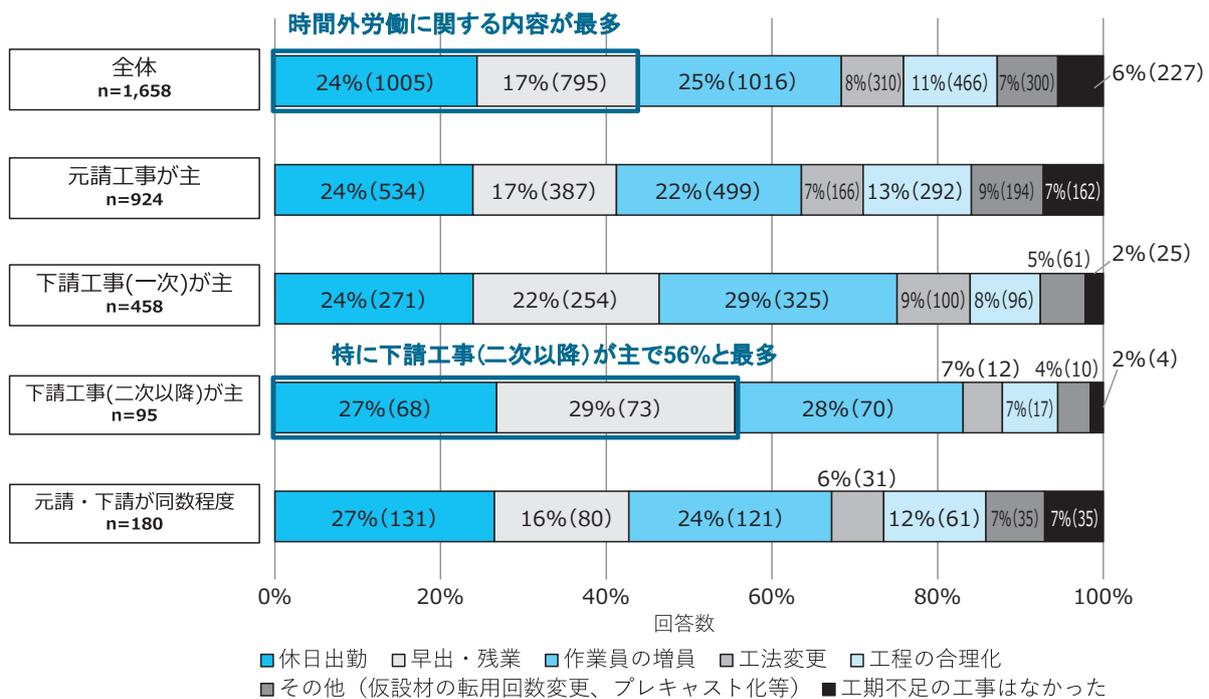


図-6 工期不足に対応する取組

さまざまな対応が取られているものの、休日出勤や早出・残業に関する内容が最も多く、全体の約4割を占める結果となった。

また、工期不足に対応する取組のうち、休日出勤や早出・残業が占める割合は、請負階層別で見ると、元請業者に比べて下請業者の方が大きい傾向にある(図-6)。

(4) 資材価格高騰への対応状況について

労務費, 原材料費, エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保に向けては、請負契約の締結にあたって、建設工事標準請負契約約款に記載の請負代金の変更に関する規定や工期の変更に関する規定を適切に設定・運用するとともに、契約締結後においても必要に応じて協議を実施する等、適切な対応を取ることが重要である。

今回は、昨今の資材価格高騰の状況を踏まえ、請負代金の物価等の変動に関する契約変更について調査を行ったところ、請負代金の契約変更条項がある請負契約は約4割にとどまっているとの結

果が得られた。

また、請負階層別では下請になるほど契約変更条項がない契約が多くなる傾向にあり、下請業者間においては契約変更条項がないとの回答が7割以上を占める。

一方で、電力・鉄道・住宅・不動産等の業界大手の民間発注者を対象としたアンケートでは、約8割で契約変更条項を含むという結果が見られた(図-7)。

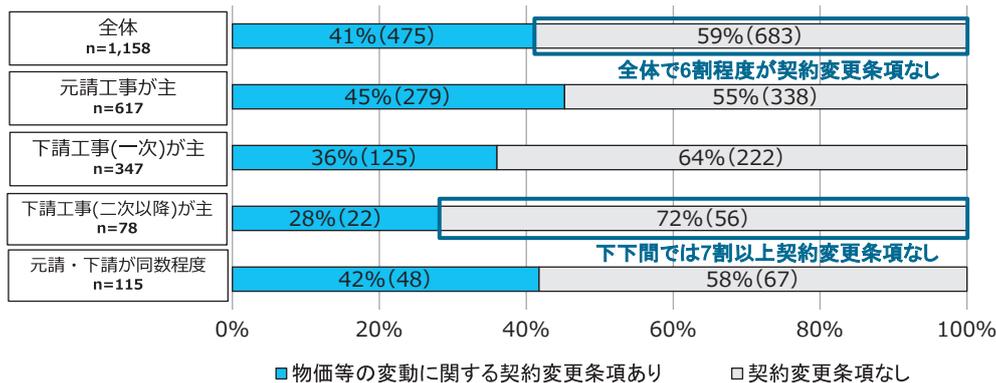
また、資材や原油価格の影響を受けた建設企業のうち、実際に契約変更が行われなかったと回答した建設業者の割合は、請負階層によらず、3割以上を占めていることが確認された(図-8)。

4. おわりに

今回実施した調査の結果については、同時期に実施した建設業における働き方改革推進のための事例調査や適正な工期の確保に向けた周知用リーフレット<sup>\*1</sup>と併せて国土交通省のホームページ<sup>\*2</sup>

変更契約条項の有無 (建設企業向けアンケートより)

※資材価格の影響を受けたとの回答のうち、注文者へ契約変更協議の申し出を行った又は申し出中、今後申し出る予定がある建設企業が対象



変更契約条項の有無 (民間発注者向けアンケートより)

※電力・鉄道・住宅・不動産等業界大手42社が対象

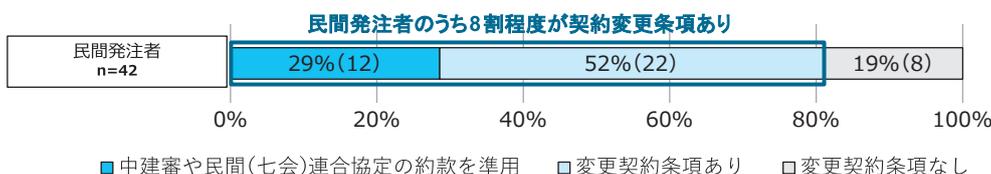


図-7 変更契約条項の有無

※資材や原油価格の影響を受けたと回答した建設企業が対象

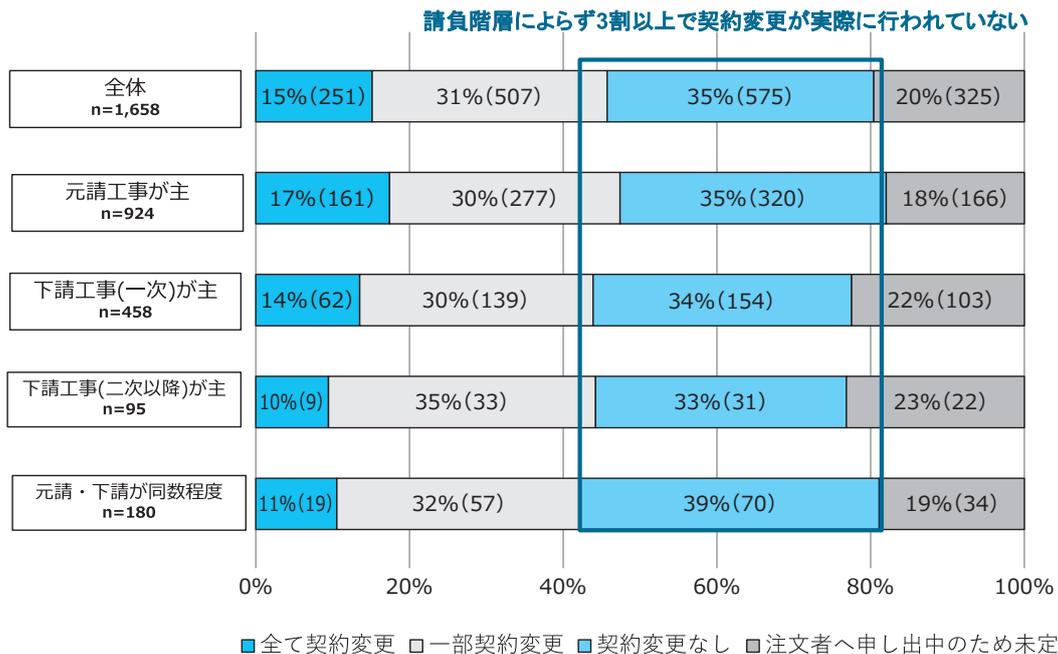


図-8 契約変更の有無

に掲載している。

建設業は年間出勤日数、実労働時間ともに全産業と比べてまだ多い状況にある。国土交通省としては、今回の調査結果も踏まえ、建設業における働き方改革をより一層強力に推進していく。

※1 リーフレット (図-9)

「建設工事における適正な工期の確保に向けて、令和5年5月31日、国土交通省」

※2 調査結果掲載場所 (国土交通省ホームページ)

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_fr1\\_000001\\_00050.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00050.html)



図-9 リーフレット